



空家等対策の実効性を高めるとともに効率的・効果的に遂行する取組体制を整えます。

5-1 庁内体制

空家等対策は多岐に渡るため、業務内容に応じて住宅政策課と担当課が調整して遂行します。なお、下記に掲載した業務以外のものは、その都度調整することとします。

表 5-1 庁内体制

項目	業務内容	担当課
全体調整	計画の進捗管理 担当課との連絡・調整 各種会議の運営	住宅政策課
発生予防	啓発活動	住宅政策課、ぬまづプロモーション課
	高齢者世帯への啓発活動	長寿福祉課
調査	空き家相談窓口 実態調査 データベースの管理・更新	住宅政策課
	市民相談窓口	生活安心課
	自治会との連携	地域自治課
	相続財産清算人の申立	住宅政策課、納税管理課
	高齢者相談窓口	長寿福祉課
	適切な管理の促進	適切な管理依頼
	納税情報の提供	納税管理課
	課税情報の提供	資産税課
	住民票・戸籍情報の提供	市民課
	小動物対応の協力	農林農地課
	生活環境保全対応の協力	環境政策課
	あき地の適切な管理依頼	緑地公園課
	道路保全対応の協力	道路管理課
	防災対応の協力	危機管理課
利活用及び流通促進	ホームページ、SNSの運用 空き家バンクの運営 補助金交付	住宅政策課
	移住定住推進	ぬまづプロモーション課
	リノベーションまちづくり、アドバイザー派遣	まちづくり政策課
	管理不全な空家等への取組	特定空家等の認定、行政指導等
	住宅用地特例の解除	資産税課

5-2 市民からの相談体制

空き家等対策は多岐に渡るため、どこに相談すればいいかわからない状況にならないよう、住宅政策課にワンストップ型の「空き家相談窓口」を設置しています。まずは窓口で対応し、相談内容に応じて担当課や関係団体などとの調整を行います。

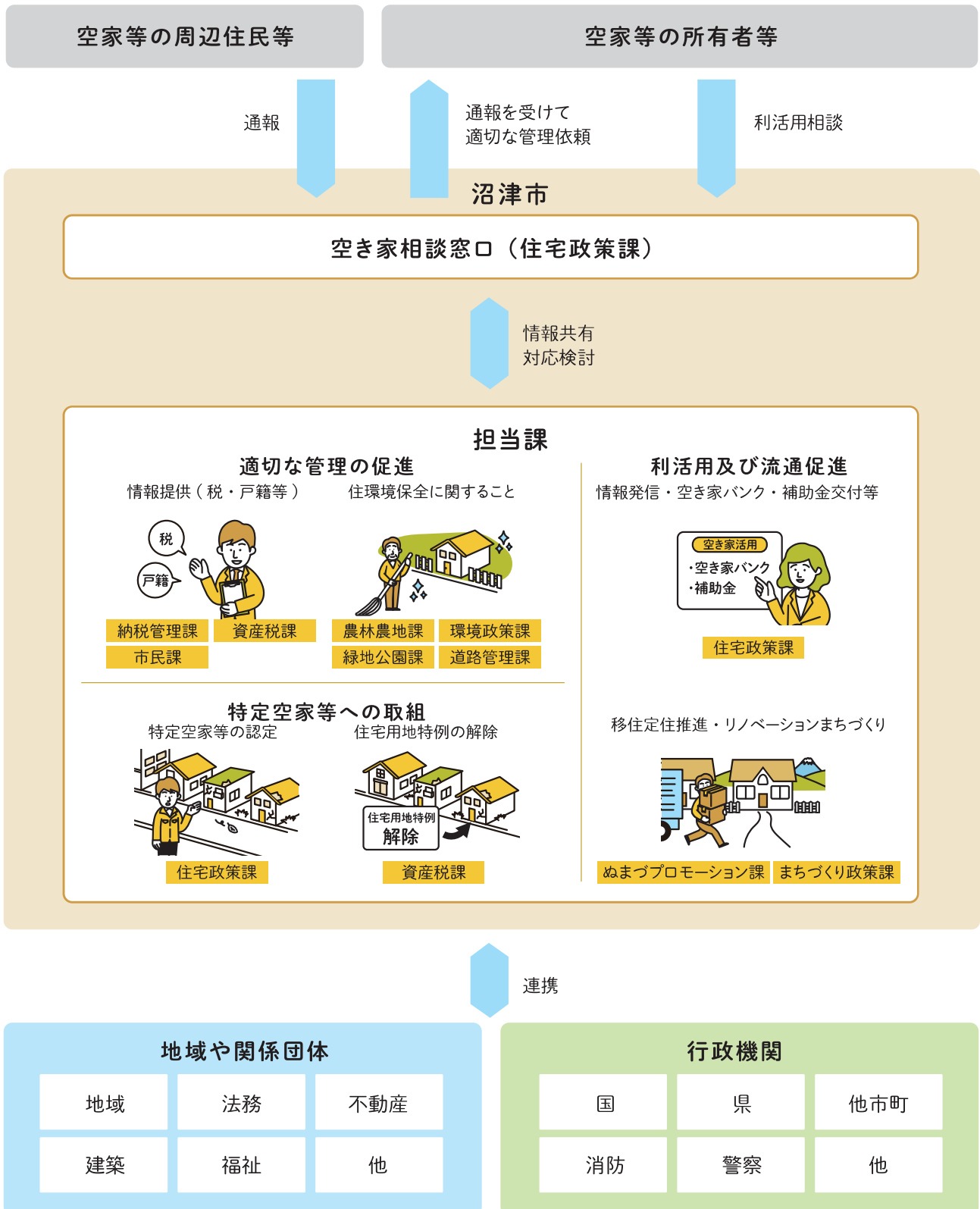


図 5-1 市民からの相談体制

5-3 地域や関係団体、行政機関との連携体制

空家等対策は多岐に渡るため、本市だけでは解決できない内容については、地域や関係団体、国や県等の行政機関との連携を図る必要があります。よりの確かつ迅速に対応できるよう連携体制を構築します。

(1) 地域や関係団体との連携体制

各分類や内容に応じた団体と協定締結等を行います。

表 5-2 地域や関係団体との連携体制

分類	内容	連携先	連携状況
地域	空家等通報、地域コミュニティ形成等	自治会	
法務	法律全般や相続、権利の相談等	弁護士会	協定締結済
		司法書士会	協定締結済
不動産	土地建物の売買や賃貸の相談等	宅地建物取引業協会	
		不動産協会	
		不動産鑑定士協会	
		土地家屋調査士会	
建築	建物のリフォームや解体の相談等	建築士会	
		建築士事務所協会	
		リフォーム協議会	
		解体工事業協会	
福祉	生活や健康の相談等	社会福祉協議会	
	高齢者に関する相談	地域包括支援センター	
その他団体	空家等見守りサービス、草木除去等	シルバー人材センター	協定締結済
	草木除去	造園建設業協会	
		森林組合	
	活用や流通、除却にかかる費用の相談	金融機関	
	活用の相談や実施等	NPO法人等	
民間事業者			

(2) 行政機関との連携体制

各行政機関が持つ法令や補助制度等の情報共有を行います。

また、国や県に対しては、空家等対策の解決に資するための制度改正等の要望を行っていきます。

5-4 他法令との連携

空家等が適切に管理されないことで、公衆衛生への影響や災害時における被害拡大などの様々な問題が生じることから、空家法に限らず、各法令の目的に沿って必要な措置が講じられます。

空家等の状況や他への影響、危険度等を踏まえ、各法令の適用を検討します。

5-5 沼津市空家等対策協議会、沼津市空き家等対策審議会

(1) 沼津市空家等対策協議会について

地域や法務、不動産、建築、福祉等の専門家等により構成され、本計画の策定や見直し、空家等対策の実施に関して協議を行います。

(2) 沼津市空き家等対策審議会について

法務や建築等の専門家等により構成され、市長の諮問に応じ、空家等の状況及び条例に基づく所有者等に対する助言・指導、勧告、命令等の措置について調査・審議を行います。

5-6 計画のフォローアップ方針

本計画に記載した施策や取り組みは、令和12年度末までの5年間で着実に進めるとともに、空家等の状況は刻々と変化していくことから、国や他自治体の動向、社会情勢の変化等を注視しつつ、必要に応じて見直しを行います。

○ 成果指標（KPI）について

成果指標については、第5次沼津市総合計画の後期推進計画内の空き家対策推進事業と同様とし、以下のとおり設定します。

表 5-3 成果指標

指標	算出方法	現況値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
管理不全な空家等の削減数	相談窓口の情報提供のあった管理不全な空家等の解決数	延べ346件 (令和7年度)	延べ496件 (令和12年度)

※ 1年間あたり30件、5年間の合計で150件を削減することを目標としています。